

事務連絡
令和7年12月18日

各都道府県会計契約担当課 御中
各市区町村会計契約担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

令和7年度補正予算の成立を踏まえたビルメンテナンス業への
支援における「重点支援地方交付金」の活用について（依頼）

この度、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）が計上された令和7年度補正予算が成立しました。

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱が改正されるとともに、重点支援地方交付金の取扱いが内閣府地方創生推進室から令和7年12月16日付け事務連絡によって示されたところです。

このうち、事業者向けの推奨事業メニューとして「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」が掲げられております。

各地方公共団体におかれては、従前から地域の実情を踏まえて本交付金を活用した事業者への支援を実施いただいているところではございますが、庁舎維持管理業務等を受注しているビルメンテナンス業においては、コストに占める労務費の割合が高く、最低賃金の上昇等に対応するための労務費の円滑な価格転嫁が極めて重要な要素となっています。

つきましては、ビルメンテナンス業の価格転嫁及び賃上げ環境整備のため、労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せする契約変更等の実施を見据え、本交付金の一層の活用と可能な限り年内の予算化を引き続き検討していただきますようお願いいたします。事業の実施の際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

また、今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力をいただきますよう、併せてお願いいたします。

【提出期限】令和7年度補正予算に係る本交付金の令和7年度実施計画
令和8年1月23日（金）12:00 <厳守>
提出先：各都道府県を通じ、内閣府地方創生推進室まで

【参考】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ウェブページ URL
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>